

# 商品概要説明書

## 譲渡性貯金（NCD）

（平成27年4月1日現在適用中）

1. 商品名	・譲渡性貯金（NCD）
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・期日指定方式 ・2週間以上2年以内の応当日
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・50百万円以上 ・10百万円刻み
5. 払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の利率を満期日まで適用します。 ・中間利払利率は預入時の利率を適用します。 ・預入期間2年未満のものは、満期日以降に一括して支払います。 ・満期日が預入日から2年後の応当日のものは、中間利払日（預入日の1年後の応当日）に支払います。 ・付利単位を10百万円として、1年を365日として日割計算します。 ・中間利払日に支払う利息は、預入日から、その中間利払日の前日までの日数および中間利払率によって計算します。 ・満期日以後は利息をつけません。 ・個人ものは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税、法人のものは総合課税となります。 ※平成49年12月31日までの適応となります。 ・金利は窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	—
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前には解約できません。
10. 貯金（預金）保険制度（公的制度）	・保護対象外
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部（電話：048-561-6911）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、埼玉県農業協同組合中央会が設置・運営する埼玉県JAバンク相談所（電話：048-823-7231）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の

<p>1 1 . 苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容</p>	<p>機関を利用できます。上記当組合金融部または埼玉県 J A バ ンク相談所にお申し出ください。 埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（J A バンク相談 所を通じてのご利用となります。上記埼玉県 J A バンク相談 所にお申し出ください。）</p>
<p>1 2 . その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この貯金は、利息とともにのみ譲渡することができます。この場合、あ らかじめ当組合に通知し、確認を受けなければなりません。権利の質入の場 合もこれに準じます。</li> <li>・当組合による買取りは行いません。</li> <li>・期日前に売却された場合、市場金利の情勢によっては譲渡代金の金額が当 初譲渡貯金額を下回る可能性があります。</li> </ul>